

浜 情 委 第 1 3 号
平成 2 9 年 4 月 2 8 日

浜松市長 鈴木康友 様
(道路企画課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 酒 井 英 人

浜松市情報公開条例第 1 9 条の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 9 年 1 月 2 0 日付け浜土道企第 2 8 2 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「別添写し平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜松市南土木整備事務所公文書公開担当 A 文書の起案文書、決裁文書、それに係る全ての文書。」の公文書非公開決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第 9 4 号)

1 委員会の結論

浜松市長が非公開とした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年9月30日、「別添写し平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜松市南土木整備事務所公文書公開担当A文書の起案文書、決裁文書、それに係る全ての文書。」の公開請求をした。
- (2) 平成28年10月17日、実施機関は、「別添写し平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜松市南土木整備事務所公文書公開担当A文書」については、当該本人へ市から文書を送付した事実の有無そのものが、浜松市情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報となります。このことから、浜松市情報公開条例第10条の規定を適用し、当該文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することとし、公文書非公開決定を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 平成29年1月16日、審査請求人は、(2)の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (4) 平成29年1月20日、審査庁は、浜松市情報公開条例第19条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を公開するよう求めます。

(2) 審査請求の理由

実施機関は、この処分について「御請求いただきました「別添写し平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜松市南土木整備事務所公文書公開担当A文書」については、当該本人へ市から文書を送付した事実の有無そのものが、浜松市情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報となります。このことから、浜松市情報公開条例第10条の規定を適用し、当該文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否します。」との記載がありました。しかし、審査請求人が公開を請求した文書は、浜松市の起案文書、決裁文書であるとともに浜松市南土木整備事務所公文書公開担当A氏が施行した、すなわち、全て浜松市が作成・施行した文書です。にもかかわらず、この文書にどのような非公開情報が含まれているのかについての具体的な説明がありません。

よって、非公開とする理由はなく、実施機関が条例の適用を誤っているのは明らかです。

(3) 反論書での主張

浜松市長(処分庁)の「浜松市情報公開条例第10条の規定を適用し、当該文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否している。」という主張が誤っていることは

明らかです。

よって、直ちに審査請求に係る処分を取消し、対象文書の全部を公開するよう求めます。

更に、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜情委第〇〇号の「浜松市情報公開条例第10条の適用解釈に係る当委員会としての判断」が誤りであることも、本件請求対象公文書の公開により判明しています。浜松市情報公開・個人情報保護委員会委員長の「当該判断を見直す必要も認められない」という主張が誤りであり、見直しが必要であることは明白です。

4 実施機関の主張

(1) 弁明書での主張

審査請求人は、本件審査請求の理由について「この文書にどのような非公開情報が含まれているのかについての具体的な説明がありません。」と主張しているが、本件処分の（理由）に「当該本人（本件審査請求に係る公文書公開請求書の別紙に記載された特定個人）へ市から文書を送付した事実の有無そのものが、浜松市情報公開条例第7条第2号の個人に関する情報となります。」と具体的に説明している。

なお、このことにより、浜松市情報公開条例第10条の規定を適用し、当該文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否している。よって、本件処分は適当である。

5 委員会の判断

審査請求人は、「公開を請求した文書は、浜松市の起案文書、決裁文書であるとともに浜松市南土木整備事務所公文書公開担当A氏が施行した、すなわち、全て浜松市が作成・施行した文書です。にもかかわらず、この文書にどのような非公開情報が含まれているのかについての具体的な説明がありません。よって、非公開とする理由はなく、実施機関が条例の適用を誤っているのは明らかです。」と主張している。

本件請求文書については、仮に存在したとして、実施機関が公開又は存在するが非公開若しくは部分公開の決定を行った場合、特定の個人が特定の公文書の送付を受けたという事実を明らかにすることとなる。

反対に、仮に存在しなかったとして、実施機関が文書不存在を理由として非公開と決定した場合、特定の個人が特定の公文書の送付を受けなかったという事実を明らかにすることとなる。

特定の個人が特定の公文書の送付を受けた事実の有無は、情報公開条例第7条第2号に規定する個人に関する情報すなわち非公開情報に該当するものである。

したがって、実施機関が、条例第10条を適用し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することになるため、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否したことは妥当である。

また、条例の公文書公開請求制度は、何人に対しても、請求の目的の如何を問わず請求を認めていることから、本人から、本人に関する情報の公開請求があった場合でも、公開請求者が誰であるかは考慮されない。

したがって、特定の個人が識別される情報であれば、条例第7条第2号アからウ又は条例第9条に該当しない限り、たとえ請求者本人の個人情報に係るものであっても非公開情報となる。

以上のことから、実施機関が非公開とした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------|----------------|
| 平成29年 1月20日 | 諮問を受けた。 |
| 2月 8日 | 審査庁から弁明書を受理した。 |
| 3月 3日 | 審査庁から反論書を受理した。 |
| 3月21日 | 諮問の審査を行った。 |
| 4月17日 | 答申案の検討を行った。 |

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

| | 氏 名 | 職 業 等 |
|----------|--------|----------------|
| 部会長（委員長） | 酒井 英人 | 弁護士 |
| 委員長職務代理 | 原田 伸一郎 | 静岡大学情報学部 准教授 |
| 委員 | 秋永 利明 | 常葉大学経営学部 准教授 |
| 委員 | 高橋 邦武 | 浜松市自治会連合会理事 |
| 委員 | 山中 千恵子 | 浜松市人権擁護委員連絡協議会 |

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順